

平成30年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務委託仕様書

1 業務名

平成30年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務

2 委託期間

契約締結日から平成31年3月22日

3 業務の目的

本業務は、本町における子どもの貧困対策^(注)に係る福祉施策・教育施策等の方向性を検討し、本町の子どもの貧困対策に係る支援体制の整備計画（以下「貧困対策計画」という。）を策定するため、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ、これらに応えるための資源量等について調査及び分析を行い、それらを取りまとめた調査報告書を作成する。

^(注) 経済的困窮状態だけではなく、様々な要因により子どもたちを取り巻く成育環境が悪化し、子どもの人権に影響を及ぼす状態を子どもの貧困と捉えた対策

4 業務内容

(1) 本町の現状分析と課題の整理

本業務に関連する既存の各種データや計画等を踏まえ、本町の現状を分析するとともに、課題を整理すること。また、町の関係各課へのシートによる調査や関係団体等へのヒアリング調査を実施し関連施策を整理するとともに、支援ニーズに対応できる地域資源を洗い出し、把握・整理すること。

(2) アンケート調査票及び調査依頼文（趣旨説明）等の作成

具体的な調査項目について、専門的知識及び経験に基づき、本町に提案・支援すること。

- ① アンケート調査票は、「子ども用」「保護者用」を作成し、各調査票においては、対象となる子どもの年齢層を考慮した設問を設定するとともに、設問の量や構成等が回答者の負担とならないよう工夫すること。
- ② アンケート調査票及び調査依頼文（趣旨説明）等の文面・デザインについては、デリケートな調査内容であることから、回答者の心情に配慮するよう心がけること。
- ③ アンケート調査票の調査項目については、世帯構成、収入、生活状況、行政支援の利用状況、子どもの生活習慣、学習習慣等、国や北海道、札幌市等他自治体等の調査結果と一定の比較が可能な内容を基本とし、受託者の付加提案を基に町と協議して決定する。
- ④ 江差町子ども・子育て会議等で意見のあった項目については、追加・修正等の変更を行う。
- ⑤ 経済的困窮による困難のみではなく、社会的孤立に起因するつながりの貧困や、経験の貧困など、子どもが成長する過程において、支障となる困りごとを把握できるアンケート調査の項目を設けること。

⑥ 調査の実施

アンケートは、学校を通じて調査票を配布し回収する。

- (ア) アンケート調査票（A4判）、調査依頼文（趣旨説明）、発送用及び返信用封筒を作成（版下作成、印刷、製本（調査票に限る。））すること。
- (イ) アンケート調査票一式の封入・封緘、調査対象者の宛名ラベル作成及び町内各学校への配布・回収（小学校3校、中学校2校、高校1校）は、委託者が行う。
- (ウ) 発送及び返信にかかる郵便料は、委託者が負担する。
- (エ) 回収された調査票は、受託者が開封し、確認・整理を行うこと。

⑦ 調査対象及び件数

調査対象	対象数	想定回収率	配布回収方法
小学校5年生の児童	70	80.0%	学校を通じて町が配布回収
小学校5年生の保護者	70		
中学2年生の生徒	70		
中学2年生の保護者	70		
高校2年生の生徒	70		
高校2年生の保護者	70		
合計	420		

※ 対象の抽出は、本町が行う。

(3) 支援ニーズに応える資源量把握の実施

貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、支援ニーズに応えるため、本町において現存する資源量及び今後必要となる資源量の調査・把握（関係団体や庁内関係課等に対するシート調査、ヒアリング調査等）を行うこと。

(4) 調査票のデータ入力、集計及び分析並びに報告書の作成

- ① 調査対象ごとに全調査項目を入力（数値又はテキスト）すること。
- ② 調査票の種類ごと、項目ごとにデータを集計（単純集計・クロス集計等集計方法の提案も含めて）するとともに、集計結果から見る全体像や設問別の分析をまとめ、調査結果をわかりやすくまとめた報告書を作成すること。また、調査票の集計後、簡易的な分析を加えた速報報告を行うこと。
- ③ 集計・分析した結果をもとに、第1期貧困対策計画の策定に向けた課題をまとめること。
- ④ 国や道への報告に必要なデータの算出に随時対応すること。
- ⑤ 報告書に記載する内容については、本町と協議のうえ、決定する。

(5) 会議運営支援等業務

- ① 「江差町子ども・子育て会議」（全2回程度）が円滑に運営できるよう、会議の開催前に担当課と協議を行い、会議資料の作成に必要な基礎資料を作成すること。
- ② 会議（2時間程度を想定）に出席して円滑な運営を支援すること。

5 業務スケジュール（予定）

10月～11月	調査票案 検討・作成
12月	江差町子ども子育て会議（調査票案への意見聴取・決定）
12月～H31. 1月	調査実施（アンケート調査票の配布・回収）
1月～2月	資源量調査実施（関係団体等シート調査、ヒアリング調査）
2月～	調査結果集計作業
2月中旬	集計結果の速報報告
2月～3月	江差町子ども子育て会議（調査結果報告・調査結果報告書案への意見聴取）
3月末	調査結果報告書及び電子データ納品

6 成果品

- (1) 集計結果報告書（速報版） A4判（表紙、本文4色刷） 1部
- (2) 調査報告書 A4判（表紙、本文4色刷） 130部
- (3) 以下のデータを収録した電子ファイル（CD-R 又は DVD-R）
 - ① 上記(1)(2)の報告書（Word 及び Pdf）
 - ② 調査票の原稿（Word 及び Pdf）
 - ③ 調査票の回答を入力した生データ（Excel 又は Csv）
 - ④ 報告書に収録されたグラフや単純集計、クロス集計のデータ（Excel 又は Csv）
- (4) 回答調査票全部

7 業務の完了

納品後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

8 委託料の支払方法

業務完了後に一括して支払うものとする。

9 その他

- (1) 本業務を遂行するにあたっては、本町と十分な打合せを行うこと。
- (2) 本業務で履行した内容はすべて委託者の所有とし、調査結果についても委託者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。なお、委託者に提出された写真、イラスト、グラフ等については、以後、委託者が使用するにあたり、支障のないものとする。
- (3) 受託者は「江差町個人情報保護条例」（平成13年条例第2号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

10 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議のうえ本町の指示に従うものとする。

12 担当課（納品場所）

江差町 町民福祉課 福祉子育て係（担当：長尾又は岸田）

住 所 〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1

電話番号 0139-52-6720（町民福祉課直通）

FAX 番号 0139-52-5666（江差町役場代表（1階フロア））

E-mail keiichi.nagao@town-hiyama.esashi.lg.jp